

障害福祉関係ニュース 平成30年度7号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算360号
(平成30年9月20日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|--------------------------------|--------|
| 1 | 平成30年北海道胆振東部地震の被害状況および関連通知について | …P. 1 |
| 2 | 厚生労働省 平成31年度予算概算要求の内容を公表 | …P. 2 |
| 3 | 第1回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催される | …P. 11 |
| 4 | 地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査【好事例集】について | …P. 12 |

II. その他の関連情報

- | | | |
|---|---|--------|
| 1 | 平成31年度「キリン・地域のちから応援事業」および「キリン・福祉のちから開拓事業」(公募助成)について | …P. 13 |
| 2 | 平成30年度福祉事業部スキルアップ研修会～初任者研修・障害編～について | …P. 13 |
| 3 | 社会福祉法人経営者研修会(人事管理コース)受講者募集のご案内 | …P. 14 |

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 平成30年北海道胆振東部地震の被害状況および関連通知について

平成30年北海道胆振東部地震により、亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申しあげますとともに、被災された方々に、心よりお見舞いを申しあげます。

今回の地震により、人的被害(死者41名、重傷13名、中等傷12名、軽症667名)、建物被害(全壊129件、半壊188件、一部損壊1,885件)(9月20日10時00分現在/北海道総務部危機対策局危機対策課)と甚大な被害が発生しており、9月6日付で北海道179市町村に災害救助法が適用されています。

障害児・者関係施設においても建物被害等が発生しており、厚真町の障害者支援施設1カ所においては、入所者が別施設へ避難をおこなっている状況です。

また、厚生労働省より各種関連情報が公表されています。障害福祉サービスに関する特例や、被災した方々への情報等について、厚生労働省ホームページをご参照ください。

[厚生労働省HP] ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 他分野の取り組み > 災害 > 平成30年北海道胆振東部地震について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00009.html

○北海道胆振東部地方中東部を震源とする地震による災害に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について

(平成30年9月6日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡)

例示として下記のような場合にも、事業者に対して報酬を支払うことが可能となっています。

①訪問系サービスの場合

避難所において居宅介護等を提供した場合も報酬の対象にすることができます。

②入所系サービス（障害者支援施設・グループホーム）や通所系サービスの場合

障害者支援施設等においては、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して要援護者等を受け入れた場合でも所定の報酬の請求をすることができます。

また、利用者の利便性を考慮し、開所日・開所時間については、柔軟な対応が可能です。

※この場合において、日中支援加算も使えますので活用してください。

【留意点について】

今回の北海道胆振東部地方中東部を震源とする地震による災害等の状況を踏まえ、上記の場合も含め既存の事業所等について、一時的に人員配置基準や施設設備基準を満たさない場合も報酬の減額等を行わないこととしています。

また、やむを得ない理由により、利用者の居宅等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とすることが可能です。

※ 全社協・地域福祉部 全国ボランティア市民活動振興センターでは、被災地支援・災害ボランティア情報の発信を行っています。

【全社協 被災地支援・災害ボランティア情報】 <https://www.saigaivc.com/>

2. 厚生労働省 平成30年度予算概算要求の内容を公表

厚生労働省は8月30日（木）に平成31年度「予算概算要求」の内容を公表しました。

平成31年度の障害保健福祉部の概算要求は増額となっていますが、7月10日に閣議了解された「平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では昨年同様、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととされており、厳しい情勢にあるといえます。

なお、厚生労働省障害保健福祉部の所管部分の概算予算額は1兆9,937億円と、前年度より1,289億円の増額です。そのうち、障害児・者に対する良質な障害福祉サービスとして、1兆4,426億円と、前年度より1,109億円の増額要求となっています。

また、社会福祉施設等施設整備費による障害福祉サービス提供体制の整備に関しては、前年度より32億円増の104億円が要求されています。

その他、地域生活支援事業等の拡充として前年度より44億円増の537億円が要求しており、「障害者虐待防止の推進」、「医療的ケア児に対する支援」、「芸術文化活動の支援の推進」等を図ることとしています。

また、障害福祉人材の処遇改善及び消費税率引き上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、予算編成過程で検討することとされています。

その他の要求事項等詳細については、次頁以降をご覧ください。

平成31年度 障害保健福祉部概算要求の概要

◆予算額

(30年度予算額) (31年度要求額) (対前年度増▲減額、伸率)
 1兆8,648億円→1兆9,937億円(+1,289億円、+6.9%)

◆障害福祉サービス関係費(自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費)

(30年度予算額) (31年度要求額) (対前年度増▲減額、伸率)
 1兆3,810億円→1兆4,963億円(+1,153億円、+8.3%)

【主な事項】

■ 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保	1兆4,426億円
■ 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】	537億円
■ 障害福祉サービス提供体制の整備	104億円
■ 障害者支援施設等におけるロボット等の導入支援【新規】	2.7億円
■ 芸術文化活動の支援の推進	3.7億円
■ 障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】	1.8億円
■ 視覚障害者等の読書環境の向上【一部新規】	3.9億円
■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】	5.8億円
■ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進【一部新規】	5.0億円
■ 障害者に対する就労支援の推進	1.4億円
■ 依存症対策の推進【一部新規】	8.1億円

(※ () 内の金額は平成30年度当初予算額)

1 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進
 1兆9,711億円(1兆8,419億円)

○ 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援等

(1) 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保

① 障害児・障害者に対する良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保

1兆4,426億円(1兆3,317億円)

うち障害児支援関係2,787億円(2,320億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援を総合的に確保する。

② 障害福祉サービス等報酬改定【事項要求】

障害福祉人材の処遇改善及び消費税率引き上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、予算編成過程で検討する。

③ 幼児教育無償化への対応【事項要求】

就学前の障害児の発達支援等の無償化については、予算編成過程で検討する。

(2) 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】 537億円(493億円)

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の拡充を図る。また、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として位置付け、質の高い事業実施を図る。

(3) 障害福祉サービス提供体制の整備(社会福祉施設等施設整備費)

104億円(72億円)

障害者等の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム、障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備を促進するとともに、防災体制等の強化を推進する。

(4) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,493億円(2,452億円)

心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)を提供する。また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(5) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等 1,672億円(1,637億円)

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の支給を行う。

(6) 障害者支援施設等におけるロボット等の導入支援【新規】 2.7億円

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用による介護業務の負担軽減等を図るなど、障害福祉分野における生産性向上を推進するため、ロボット技術を施設・事業所へ導入する費用を助成する。

(7) 障害児・障害者虐待防止、権利擁護などに関する総合的な施策の推進

① 障害者虐待防止の推進【一部新規】

地域生活支援事業等(537億円)のうち8.2億円(4.9億円)

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制の整備、関係機関職員への研修等の実施、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制を強化する。

② 障害児・障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進

13百万円(14百万円)

国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修等を実施する。

③ 成年後見制度の利用促進のための体制整備

地域生活支援事業等（537億円）の内数

成年後見制度の利用に要する費用の補助や法人後見に対する支援等を行うことにより、成年後見制度の利用促進を図る。

(8) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援 10億円（10億円）

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いこと等により訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対する補助事業について、小規模な市町村に重点を置いた財政支援を行う。

(9) 強度行動障害を有する者の支援を行う職員の育成

地域生活支援事業等（537億円）の内数

強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めるため、都道府県による強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を実施する。

(10) 医療的ケア児に対する支援【一部新規】

94百万円（1.8億円）及び地域生活支援事業等（537億円）の内数

医療的ケア児による保育園等の利用を促進するモデル事業を実施するとともに、ICTを活用し外出先でも適切な医療を受けられる体制の整備を図る。

また、市町村における医療的ケアの協議の場の設置や医療的ケア児等コーディネーターの配置を促進する。

(11) 教育と福祉の連携の推進【新規】

3百万円及び地域生活支援事業等（537億円）の内数

市町村における過程・教育・福祉の連携促進、地域支援対応力の向上を図るため、発達障害、医療的ケア児等について協議を行う場の設置や福祉機関と教育機関等との連携の役割を担うコーディネーターを市町村に設置する。

また、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、教育分野や福祉分野における発達障害者支援指導者向けの研修カリキュラムについて検討・作成を行う。

(12) 共生社会の実現に向けた取組の推進

① 「心のバリアフリー」を広める取組の推進

地域生活支援事業等（537億円）の内数

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を身近な地域で広めるための取組について拡充を図る。

② 障害福祉従事者等に対する共生社会の基本理念の普及啓発

13百万円（9百万円）

障害福祉従事者や事業経営者等が改めて共生社会の基本理念等を学び、それを実践につなげていくことを目的とした研修を実施する。

- (13) 主任相談支援専門員の養成等 15百万円(14百万円)
 地域における相談支援等の指導的役割を果たす主任相談支援専門員を養成するための研修を実施するとともに、主な配置先となる基幹相談支援センターの設置促進及び機能強化を図るための取組を実施する。

- (14) 重度訪問介護利用者の大学等の就学支援 地域生活支援事業等(537億円)の内数
 重度訪問介護の利用者が大学等に就学するに当たって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。

- (15) 障害者施策に関する調査・研究の推進 10億円(4億円)
 障害者施策全般にわたり解決すべき課題について、現状と課題を科学的に検証・分析し、その結果を政策に反映させていくため、調査・研究等への補助を拡充する。

○ 障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等

- (1) 芸術文化活動の支援の推進 3.7億円(2.8億円)
(うち地域生活支援事業等71百万円(71百万円)ほか)
 障害者文化芸術活動推進法の施行を踏まえ、芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動を支援(相談、研修、ネットワークづくり等)する仕組みの強化を図るとともに、全国に展開する。また、全国障害者芸術・文化際開催県にコーディネーターを配置し、各地域でのサテライト開催との連携促進を図る。

- (2) 障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】 1.8億円(1.5億円)
 多様な障害者のニーズを的確にとらえた障害者自立支援機器の開発・実用的製品化の促進を図るとともに、導入好事例の公表などによる実用的製品の普及促進を行う。

- (3) 視覚障害者等の読書環境の向上【一部新規】 3.9億円(1.8億円)及び地域生活支援事業等(537億円)の内数
 マラケシュ条約の承認や著作権法の改正を踏まえ、障害者の読書環境を一層推進するため、障害者が利用しやすい図書の製作やインターネットを活用した提供を促進するとともに、地域の障害者が利用しやすい図書の製作やインターネットを活用した提供を促進するとともに、地域の障害者に対するICT機器の活用支援を行い、情報アクセシビリティの向上を図る。

(4) 障害児・障害者の社会参加の促進【一部新規】

27億円(26億円)及び地域生活支援事業等(537億円)の内数

手話通訳や代読・代筆技術の向上、盲ろう者向け通訳・介護員養成の支援、電話リレーサービスや失語症者向け意思疎通支援者の派遣の全国的な実施、身体障害者補助犬の育成、視覚障害者の防災意識の醸成のための解説付3次元地形模型の普及、中央障害者社会参加センターの機能強化等により、障害児・障害者の社会参加の促進を図る。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 207億円(205億円)

(※地域生活支援事業等計上分を除く)

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】

5.8億円(5.6億円)(うち地域生活支援事業等5.3億円ほか)

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、都道府県等と精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進するとともに、新たに精神障害者に対する地域住民の理解を深めることを目的としたシンポジウムの開催等の普及啓発事業を実施する。

(2) 精神科救急医療体制の整備

18億円(17億円)

地域で生活する精神障害者の病状の急変時において、早期に対応が可能な医療体制及び精神科救急情報センターの相談体制を確保するため、引き続き地域の実情に応じた精神科救急医療体制を整備する。

(3) 災害時心のケア支援体制の整備

69百万円(62百万円)及び地域生活支援事業等(537億円)の内数

大規模自然災害・事故等における心のケアの対策を推進するため、引き続き災害時の危機管理体制を整備するとともに、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の活動能力を高める専門家の育成を行う。

また、災害などで生じるPTSD(心的外傷後ストレス障害)などに対する精神保健活動の充実に資する取組を推進する。

(4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進

180億円(180億円)

心神喪失者等医療観察法に基づく医療を円滑に行うため、引き続き指定入院医療機関を整備し、地域偏在の解消を進める。

また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等により、更なる医療の質の向上を図る。

(5) てんかんの地域診療連携体制の整備 **15百万円(7百万円)**

てんかんの治療を専門的に行っている医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定し、関係機関との連携・調整等の実施及び各診療拠点機関で集積された知見の評価・検討を行うため「てんかん診療全国拠点機関」を設け、てんかんの診療連携体制を整備する。

(6) 摂食障害治療体制の整備 **14百万円(10百万円)**

摂食障害の治療を専門的に行っている医療機関を「摂食障害治療支援センター」として指定し、関係機関との連携・調整等の実施及び各支援センターで集積された知見の評価・検討を行うため「摂食障害全国基幹センター」を設け、摂食障害の診療連携体制を整備する。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 **5.0億円(4.1億円)**

(※地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 発達障害児・発達障害者とその家族に対する支援

地域生活支援事業等(537億円)のうち1.3億円(1.3億円)

発達障害児者及びその家族の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポートや発達障害児者の家族に対するペアレントトレーニング等を市町村において実施することを推進する。

(2) 発達障害の初診待機解消【一部新規】

地域生活支援事業等(537億円)のうち2.0億円(1.0億円)

発達障害児者の診断に係る初診待機の解消を進めるため、発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害の診療・支援ができる医師の要請を行うための実地研修等の実施に加え、発達障害のアセスメントを医療機関以外の場所で行い、診断を行う医療機関に適切に引き継ぐことで、医療機関での診療にかかる時間の短縮を図るとともに、その成果について効果検証を行う。

(3) 発達障害に関する理解促進及び支援手法の普及 **1.4億円(1.4億円)**

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信するとともに、困難事例に係る支援をはじめとする支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日)などを通じて、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい理解と知識の普及啓発等を行う。

4 障害者に対する就労支援の推進

14億円(12億円)

(※地域生活支援事業計上分を一部除く)

(1) 工賃向上等のための取組の推進

地域生活支援事業等(537億円)のうち2.9億円(90百万円)

一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。

また、共同受注窓口における関係者により協議体を設置し、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進することにより、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図る。

(2) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

地域生活支援事業等(537億円)のうち8.1億円(8.2億円)

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。

また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化により一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。

(3) 農福連携による障害者の就農促進

地域生活支援事業等(537億円)のうち2.7億円(2.7億円)

農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設等への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設等によるマルシェの開催等の支援を実施する。

(4) 工賃向上に向けた全国的支援体制の構築

12百万円(12百万円)

全国の工賃・賃金向上の事例を収集し周知するとともに、工賃・賃金の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を支援するモデル事業を実施する。

5 アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等依存症対策の推進

8.2億円(6.3億円)

○依存症対策の推進

(1) 全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備

77百万円(69百万円)

依存症者やその家族等が適切な治療や必要な支援を受けられるよう、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の全国レベルの拠点機関において都道府県等の指導者の養成研修を実施するとともに、依存症の情報センターにおいてEラーニングによる情報発信等の強化を図り、依存症の医療・支援体制の整備を推進する。

(2) 地域における依存症の支援体制の整備【一部新規】 7. 0億円(5. 2億円)

依存症者やその家族等が地域で適切な治療や必要な支援も受けられるよう、引き続き都道府県等の人材養成や医療体制・相談体制の整備を推進するとともに、受診後の患者支援に係るモデル事業について民間団体の支援員を招いた院内ミーティングの開催などの拡充や新たに専門医療機関の認知度向上のための普及啓発等事業を実施する。

また、依存症の実態解明や地域での現状・課題に関する調査を実施するとともに、依存症者やその家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるための普及啓発を実施する。

(3) 依存症問題に取り組む民間団体の支援

29百万円(18百万円)および地域生活支援事業等(537億円)の内数

① 民間団体支援事業(全国規模で取り組む団体)

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者やその家族等の支援について、全国規模で実施している自助グループ等民間団体における支援ネットワークの構築や相談支援体制の強化を図る。

② 民間団体支援事業(地域で取り組む団体)

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者やその家族等の支援について、地域で実施している自助グループ等民間団体の活動(ミーティング活動や相談支援、普及啓発活動等)に関する支援を行う。

○アルコール健康障害対策の推進

(1) アルコール健康障害対策理解促進事業 11百万円(11百万円)

アルコール関連問題啓発週間関係事業の開催やポスターの作成等により、アルコール健康障害に関する正しい理解の普及啓発を行う。

(2) アルコール健康障害対策連携推進事業 3百万円(3百万円)

都道府県のアルコール健康障害対策推進計画の策定を促すため、有識者(アドバイザー)等派遣や担当者会議を開催し、都道府県のアルコール健康障害対策を推進する。

6 東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興への支援

(1) 障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援(復興)

6.5億円(55百万円)

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所等のうち、各自治体の復興計画で、平成31年度に復旧が予定されている事業所等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

(2) 障害福祉サービスの再構築支援(復興) 2.1億円(2.1億円)

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所等の事業再開に向けた体制整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

(3) 帰還困難区域等での障害福祉制度の特別措置（復興） 15百万円（15百万円）

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、障害福祉サービス等の利用者負担の免除の措置を延長する場合には、引き続き市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

(4) 被災地心のケア支援体制の整備（一部復興）

3.4億円及び被災者支援総合交付金（190億円）の内数（19億円）

東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、帰還者の不安に対応する拠点の設置、自主避難者等への支援などを通じて、専門的な心のケア支援の充実・強化を図るとともに、被災地の様々な心のケア活動に係る調査研究等を実施する。

また、熊本地震による被災者の専門的な心のケア支援についても引き続き実施する。

3. 第1回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催される

厚生労働省では、平成30年8月29日（水）に、次期障害福祉サービス等報酬改定に向けて、第1回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催しました。

本検討チームは障害福祉サービス等に係る報酬について、報酬改定の検討を行うため、厚生労働省内で、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行うことを目的としています。

本検討チームのメンバーは以下のとおりです。

主 査 厚生労働大臣政務官

副主査 社会・援護局障害保健福祉部長

構成員 社会・援護局障害保健福祉部企画課長

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室長

兼地域生活支援推進室長

アドバイザー 有賀 道生 社会福祉法人青い鳥横浜市東部地域療育センター所長

石津 寿恵 明治大学教授

井出 健二郎 和光大学教授

岩崎 香 早稲田大学人間科学学術院教授

小川 正洋 柏市保健福祉部障害福祉課長

佐藤 香 東京大学社会科学研究所

社会調査・データアーカイブ研究センター教授

野澤 和弘 毎日新聞論説委員

橋本 美枝 医療法人聖母会成田地域生活支援センター施設長

平野 方紹 立教大学教授
渡邊 和夫 宮代町福祉課長

(敬称略、50音順)

当面の検討項目としては、障害福祉サービス等報酬改定の基礎資料を得るための各種調査や、平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げに対応するための報酬改定等があげられています。

その他、サービスの質の評価や処遇改善・人材確保についても話し合いが行われています。詳細につきましては、下記厚生労働省ホームページをご参照ください。

[厚生労働省 HP]ホーム> 政策について> 審議会・研究会等> 障害保健福祉部が実施する検討会等> 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html

4. 地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査【好事例集】について

厚生労働省では、平成29年4月1日時点で地域生活支援拠点等を整備済の自治体を中心に、地域生活支援拠点等を地域の実情に応じて整備し、上手く活用している自治体・障害保健福祉圏域について、その整備における工夫や活用方法等のヒアリングを実施し、好事例集としてとりまとめました。

下記厚生労働省のHPに掲載されていますので、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に向けて、ぜひご活用ください。

ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 福祉・介護> 障害者福祉> 地域生活支援拠点等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

II. その他の関連情報

1. 平成31年度「麒麟・地域のちから応援事業」および「麒麟・福祉のちから開拓事業」(公募助成)について

公益社団法人 麒麟福祉財団では、①「障害の有無・年齢・国籍を問わず、同じ地域やコミュニティで生活する一員として、共に理解し合い・支え合う共生社会の実現を願い、地域における障害児・者、高齢者、子ども等の福祉向上に関わる、幅広いボランティア活動を実施する団体」および②「障害者福祉分野、高齢者福祉分野、児童・青少年健全育成分野、地域社会福祉分野のボランティア活動を長期的な視点に立って全国や広域にまたがり実施している、または活動しようと考えている団体」に対して標記助成を行います。

助成の概要および申込みに係る詳細については、下記のURLをご参照ください。

[麒麟福祉財団HP]ホーム>公募事業

➢①「平成31年度 麒麟・地域のちから応援事業 公募助成のご案内」

<https://www.kirinholdings.co.jp/foundation/h31koubo/index.html>

➢②「平成31年度 麒麟・福祉のちから開拓事業 公募助成のご案内」

<https://www.kirinholdings.co.jp/foundation/h31koubo/index2.html>

2. 平成30年度福祉事業部スキルアップ研修会～初任者研修・障害編～について

日本栄養士会を主催として、経験年数3年程度の管理栄養士・栄養士を対象とした栄養ケア・マネジメントの研修会が開催されます。障害における栄養関連報酬を学ぶ講義や栄養計画書等の演習が予定されておりますので、障害児・者の食環境支援の向上に向けて、ぜひご参加ください。開催概要は下記のとおりです。

平成30年度福祉事業部スキルアップ研修会～初任者研修・障害編～

日 程：平成30年10月28日(日) 9:55～15:10

会 場：TKP 神田ビジネスセンター

東京都千代田区神田美土代町3-2 神田アベビル5階

対 象：管理栄養士・栄養士(経験年数3年程度)

受講料：10,000円(税込)

プログラム：

○(講義)「栄養マネジメントの基礎～障害における栄養関連報酬を学ぶ～」

○(演習)「栄養マネジメントの基礎～栄養スクリーニングから栄養計画書まで～」

申込方法：下記(公社)日本栄養士会HPよりお申し込みください。

申込締切：平成30年9月30日(日)(必着)

問合せ先：(公社)日本栄養士会 TEL 03-5425-6555

(公社)日本栄養士会HP

<https://www.dietitian.or.jp/workshops/2018/141.html>

3. 社会福祉法人経営者研修会（人事管理コース）受講者募集のご案内

全社協・中央福祉学院では、社会福祉法人がいま取り組むべき人材の確保・定着・育成のプロセスについて、講義・演習を通して学ぶとともに、人事管理の観点から「働き方改革」をとらえ、各法人において改革に取り組んでいくための環境整備等について学ぶ、標記研修会を開講いたします。多くの皆様のお申込みをお待ちしております。

社会福祉法人経営者研修会（人事管理コース）

日 程：平成30年10月27日（土）～29日（月）

会 場：全社協・中央福祉学院（ロフォス湘南）
神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44

対 象：社会福祉法人の役員及び社会福祉法人運営に携わる者 200名

受 講 料：25,700円（旅費・宿泊代等別途）

プログラム：

- 人材確保・定着のための取り組み課題と施策推進
- 目標管理・人事考課制度の本格導入と適正運用
- 職員研修の計画的実施と研修管理サイクルの徹底
- 給与・処遇体系の再構築と人件費比率の適正化 など

申込方法：受講案内及び申込書を下記URLよりダウンロードのうえお申込みください。

申込締切：平成30年10月10日（水）（必着）

中央福祉学院HP

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course313.html>

問合せ先：社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院

TEL046-858-1355（平日9：30～17：30）Fax046-858-1356